

## 業務仕様書

(京都府警察本部庁舎等の産業廃棄物処分業務委託)

本仕様書は、京都府警察本部長（以下「甲」という。）が、受注者（以下「乙」という。）と締結する京都府警察本部庁舎等の産業廃棄物処分業務委託に適用するものとする。

### 1 排出場所

#### (1) 京都府警察本部庁舎

ア 京都府警察本部 本館

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

イ 京都府警察本部 第二別館

京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町94番地

#### (2) 京都府警察学校等

京都市伏見区深草塚本町官有地内

#### (3) 京都府警察自動車運転免許試験場

京都市伏見区羽束師古川町 647

#### (4) 京都府警察平安騎馬隊施設

京都市左京区松ヶ崎木燈籠町 京都市宝ヶ池公園憩いの森内

#### (5) 京都府警察高速道路交通警察隊施設

京都市伏見区竹田田中殿町 6

#### (6) 京都府警察鉄道警察隊施設

京都市下京区東塩小路高倉町 3-11

#### (7) 京都府警察航空隊施設

京都府久世郡久御山町大字市田小字西観世51

### 2 契約期間

令和8年9月1日から令和9年8月31日までの間

### 3 産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の種別及び排出予定数量

#### (1) ビニール、弁当ガラ等容器包装プラスチック類

15,000kg/12箇月

#### (2) ペットボトル、空き缶及び空きびん

12,000kg/12箇月

#### (3) その他の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず等

5,000kg/12箇月

※排出予定数量は、あくまでも予定数量であるため変動することがある。

#### 4 業務内容等

上記1 排出場所から排出される廃棄物について、次のとおり処理業務を行うものとする。

##### (1) 搬入方法

上記1 排出場所から排出される廃棄物の搬入は、甲が別途契約する収集運搬業者が行う。

##### (2) 廃棄物の受け入れ

乙は、契約期間中、乙の営業時間外を除き、随時収集運搬業者が搬入した廃棄物を受け入れるものとする。

受け入れた廃棄物の計量は10kg単位で行うものとする。

##### (3) 廃棄物の処理

乙は、廃棄物を受け入れた時は、法令及び許可を受けた処理の方法に従い、廃棄物を適正に処分するものとする。

##### (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出等

ア 乙は、収集運搬業者から受領したマニフェストのうち、廃棄物受領時に必要事項を記入の上、B 1 票及びB 2 票を収集運搬業者に手渡すこと。

イ 乙は、処理業務終了後、残るマニフェストに必要事項を記載の上、C 2 票を収集運搬業者に送付し、D 票、E 票については、甲に提出すること。

#### 5 報告

乙は、廃棄物の当月分の処分日毎の処分量を甲が指定する方法で報告すること。  
なお、数量の単位については「kg」とする。

#### 6 その他

(1) 産業廃棄物処理業務に必要な機材、材料は、一切乙の負担とする。

(2) 乙は、契約開始日からの業務が円滑に開始できるよう、収集運搬業者と打ち合わせを行うなど、事前準備を十分に行っておくこと。

(3) 本仕様書は、業務の大要を示すものであるため、具体的な事項については、関係法令を遵守のうえ実施すること。